

大和市監査委員告示第38号

令和2年10月29日付け大和市監査委員告示第30号をもって公表した教育部に対する監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月18日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

監査の結果	措置の内容
(学校教育課) 特別支援教育就学奨励費支給に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。	(学校教育課) 例月、債権管理簿の確認業務を行うとともに財務会計システムとの突合を複数職員により確認し、再発防止に努めます。